

令和8年度(2026年度) 八王子市立第五中学校 学校経営計画

八王子市立第五中学校
校長 鴨狩 淳一

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

日本国憲法、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領等に則し、人権尊重の精神を基調として心身共に健康で、知性と感性に富み、生涯を通じて主体的に学び続け、国際社会に貢献する人間性豊かな生徒の基本的資質を養う。また、自己肯定感や自己実現の獲得的な要素と、人とのつながりや利他、社会貢献意識の協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づく教育活動を通してウェルビーイングを向上させる。

この教育目標を実現するために、次の生徒を育成する。

- ◎ 未来社会への知性〈学び続ける人〉 (知)
- 人・地球との共生〈より高い人間性をめざす人〉(徳)
- 心身共に健康 〈健康で生命を大切にする人〉(体)

【 理 念 】

最上位目標である本校の教育目標に帰結する教育活動を地域とともに実現する。

生徒が主体的に、そして当事者意識をもち、予測困難な社会の中でも課題解決ができるよう、本校の教育活動を通じて、生き抜く力を付けさせる。

【小中一貫教育】第五中学校グループ(第五中、第一小、第四小)の共通目標

「より高い人間性をめざす人・学び続ける人・健康で生命を大切にする人」の実現を教職員の創意と工夫により合同・一体となった学習活動の取り組みや学校行事等を起点にさらなる小中一貫教育の充実を図る。

学校運営協議会の目標「つなぐ」

「学校が核」となり「地域」をつなぐ。固くつながれた「地域」が主体となり「家庭」を支え、「学校」を支え、「子ども」を育てる。

【めざす学校像】

伝統と新たな教育活動をベストミックスさせ、生徒に社会で生き抜く力を地域とともに一貫して育て、身に付けさせる学校

- 豊かな心を育成する学校
- 確かな学力を身に付けさせる学校
- 生徒に寄り添い、一人ひとりの良さを認める学校
- 命を守る学校 ～生徒の数は命の数～
- 地域と協働し、地域と歩む学校
- 小中一貫教育を推進する学校

【めざす教師像】

高度専門職として経験と研修・研究を通して学び続け、自信と熱意をもち、凛とした教師

- 人権尊重の精神を重じ、愛情深い教師
- 研修・研究・修養に励み、向上心と熱意、使命をもって授業を行う教師
- 主体的に研究と修養に励み、教育観を磨く教師
- 組織の一員として、責任をもって職務を遂行する教師

【基本的な考え方】

学習指導要領におけるカリキュラム・マネジメントでは三つの視点が書かれている。

- ① 学校の教育目標を踏まえた教科等横断的な視点でカリキュラムの配列を図ること
- ② 教育課程を編成・実施し評価して改善を図る PDCA サイクルを確立すること
- ③ 教育活動に必要な人的・物的資源等を地域など外部の資源を含めて活用すること

この三つの視点を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育活動の向上を図っていく必要がある。

カリキュラム・マネジメントを行うためには、目的の最上位である第五中学校の教育目標を教職員、生徒等が教育目標を自分事として捉え、自分の言葉で説明できることが必要である。

そのため、教育活動全てに教育目標を達成するための活動を取り入れていく必要がある。

次に、東京都が策定した東京都教育ビジョン(第 5 次)「未来の東京」に生きる子供の姿では、自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り開いていくことができること、他者への共感や思いやりを持つとともに、自己を確立し、多様な人々が共に生きる社会の実現に寄与すると示されている。また、八王子市で策定した八王子未来デザイン 2040 では、生きる力をはぐくむ学校教育の推進として、「確かな学力を育む教育の推進」、「豊かな心と健やかな体を育む教育の推進」、「児童・生徒に応じた支援の充実」が示されている。

これらのことを踏まえ、本校では「何のために教育をするのか」「何のために学校があるのか」という義務教育の原点に立ち返り、本校の教育活動を改めて問い直し、義務教育 9 年間を貫き、全教育活動を通して、子どもに本校の教育目標に基づいて、「社会で生き抜く力」を付けさせる教育と教育活動を行う。

これまでは授業で教師から一方的に教わり、正しく教わったことを表現できれば社会で通用してきた「キャッチ アップの時代」から、社会の環境が激変する近年は、知を生み出す「イノベーションの時代」へと変化し、求められる人材が変わっている。

そのために、子どもたちの真の学力を身に付けさせるために、一斉に、一方的に教えるだけの授業形態を脱却し、「学びの共同体」の基盤づくりを進め、「探究と協同による質の高い学び」を実現させる。そのために、子どもによる主体的・対話的で深い学びや、学習を自己調整しながら学ぶ個別最適な学び、協働的な学びへと授業形態の転換と充実、学びのデザインを図る。

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

① 確かな学力の育成

ア 第五中学校グループ(第一小・第四小)における学力定着プロジェクトチームを要とし、基礎基本の定着をめざす。

→小中一貫教育の日に確認した取り組み、児童・生徒の状況を踏まえた授業改善を行う。特に、はちおうじっ子ミニマム(小学校5年生までの学習内容)の全問正解できるだけの力を第五中学校グループで協力して意図的、計画的に身に付けさせる。

イ 各教科の特質に応じて生徒の対話を中心とした言語活動を充実させる。併せて、単元や題材等のまとまりを見通しながら、1人1台の学習用端末における授業支援ツールを活用し、主体的・対話的で深い学びの実装を実現する。

具体的には、主体的・対話的で深い学びの実装に向け、各教科等で授業開始時から終了時まで一貫して4人から3人の学習班を編成し、学びの共同体で学習のねらいを深めさせるとともに、生徒が新たな問いを見出し、解決する活動を通して、自己肯定感の醸成もねらう。

→教師は、授業を講義型から協働的な学びに転換する。併せて、「個人学習」から「協働的な学び」への学習観の転換を図り、獲得した知識・技能を活用して、課題解決のために思考力・判断力・表現力等を関連付けて解決策等を考えたり、新たな問いから探究に向かう力を身に付けたりする授業デザインを行う。

→授業は教師がファシリテーターとしての役割を行い、「共有の学び(理解中心)」と「ジャンプの学び(探究中心)」の授業デザインを行う。分からないこと、困っていることを全体で共有の中心にする活動を各教科等で実施する。

→「分からないこと」が最も尊重される教室文化を構築する。分からないこと、困っていることから学びを始める問いの吟味を行う。

→4人から3人の学習班では、学びの作法として「聴く・訊く」ことを徹底させる。また、学習班はいつでも訊ける環境を醸成させる。

→話し合いや学び合い、協同した探究では、一問一答の受け答えではなく、分からないこと、聴いて疑問に思ったことなどを問い返して確認する学習環境をめざす。

② 総合的な学習の時間 キャリア教育

ア 第1学年は「社会とのつながり、食・農業」をテーマに栃木県大田原市での民泊・農業体験を通して、持続可能な食を支える農業と流通、安全性、経営者の視点から第一次産業について探究を行い、八王子市の農産物や農業、給食の無償化、地産地消と教職日無償化及び給食喫食回数の増加の意義を考え、八王子の魅力を農業の視点を通して発見させ、第2学年の学びに接続する。

→地方の第一次産業の担い手が、どのような思いや考えで生産者として仕事をしているのか、生産者の経営など体験等を通して学ばせる。また、第一次産業の現在の課題を分析させ、その課題解決の企画・提案を行う。さらに、第一次産業で生産された物が、八王子市等の第二次産業に流通、販売に至ることも学ばせ、第2学年のアントレプレナーシップ教育に学びを繋ぐ。

イ 第2学年は「地域の強みを理解した、地域の課題解決」をテーマにアントレプレナーシップ教育を第五中学校版職場体験として実施する。顧客、従業員、経営者の視点で体験事業所の課題解決のため、第1学年の学びを活かし、企画立案・調査・報告を通して、地域の強みについて考えさせる。また、「八王子市外から見た八王子の魅力発見」をテーマに絹の道の終着点である横浜について学び、八王子市と横浜の歴史を踏まえた探究活動を通して八王子市の魅力を再発見させる。

→旧来の職場体験(職場に預けて仕事を体験させる)を脱却し、アントレプレナーシップ教育を実施する。アントレプレナーシップ教育を通して、単なる起業家育成にとどまらず、主体的に課題を発見・解決する「起業家精神(マインドセット)」を養う。

→生徒には想像力、チャレンジ精神、リーダーシップなどの非認知能力を高めさせ、変化の激しい社会で自らの価値を創造する力を育む。併せて、リスクを恐れず、新しい価値を創造しようとする思考や行動力を身に付けさせる。

→生徒が第五中学校の学区域の強み(商業地域等)を理解した、地域課題解決型の学習を通して、地域の強みを自らの強みにできるように創意工夫した学習とする。

ウ 第3学年は「地域の強みを自分の強みへ」をテーマに、起業家教育プログラム導入し、地元商業地域の強みを活かして、八王子市等で起業できるスキルを身に付けるため、起業の企画立案、商品開発、金融機関からの資金調達、決算等、起業家としての視点を学ぶ。また、修学旅行で訪れる京都・奈良方面の伝統文化や産業を学び、八王子市の強みを活かした新たな産業等の創出について考えさせる。

→東京都産業労働局「小中学校向け起業家教育プログラム支援校」として認定を受け、起業家教育プログラムを実施する。生徒には高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら、新しい価値を創造する力など、これからの時代を生きて行くために必要な力を育成する。

→八王子市等で起業できるスキルを身に付けるため、起業の企画立案、商品開発、金融機関からの資金調達、決算等、起業家としての視点を学ぶ。

→小中連携事業として、令和8年秋に開催する小学生屋台村選手権における、第一小学校および第四小学校の児童が出店する屋台の経営(原価計算、収支計算、利益等)のコンサルタントを第3学年の生徒が担い、利益を生み出す活動を支援する。

2 豊かな心の育成

① 特別活動

ア 学級活動における活動については、他者と協働する集団活動の意義や活動を行う上で必要な考え方等を理解した上で、生徒が主体的にボトムアップで企画・提案・討議し、必要なプロセスを経て決定し、行動できる力を付けさせる。

→学級会では、司会グループとして司会2名、黒板記録2名、学習用端末(記録)1名の輪番制を設定し、議題→提案理由→話し合いの柱1→話し合いの柱2→話し合いの柱3の3段階に分けて話し合う方法を全学級で実施する。

→教師は終末の助言、生徒同士の認め合いの際のポイント及び活動後の意欲へとつなげるポイントについて共通理解を図る。

イ 生徒会活動、体育大会、合唱コンクール、小中一貫教育で合同・一体で行う行事、集団宿泊的行事において、集団や自己の生活、人間関係の課題を見出し、解決するために話し合い、合意形成や意思決定することを通して、互いの良さや可能性を発揮

できる場や「調和と協調」に基づくウェルビーイングに向けて意図的・計画的に設定する。

→学校行事は生徒が主体となって企画・立案・実施できるよう、教師はファシリテーターとなって生徒を支援する。

② 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

ア 道徳教育全体計画を基に、日常の教育活動を通じて全教職員が人間としてよりよく生きるための道徳的価値について語ったり、話題に出したり、学びと関連付けたりして学校教育活動全体を通じた道徳教育を一層充実させる。また、別葉に道徳教育に係る内容項目を記載し、道徳的価値について教科横断的な学びについて教員間での共通理解を図る。

→道徳教育は学校、家庭、地域の生活の中で、道徳的価値等について触れる機会を意図的、計画的に実施する。

→特別の教科 道徳では生活の中等で感じる道徳的価値について補充・深化・統合ができるよう、教材研究、発問構成、ねらいに迫る発問等の質の高い授業をめざす。そのために、道徳科における指導法の研修を実施する。

イ 道徳科は重点内容項目を「自主、自律、自由と責任」、「思いやり、感謝」、「友情、信頼」、「相互理解、寛容」、「公正、公平、社会正義」、「生命の尊さ」、「よりよく生きる喜び」とし、情報モラルについても全学年で位置付ける。人間としてよりよく生きるとは何かを考え、議論する授業に改善し、道徳科を要として、道徳教育の補充・深化・統合を行う。

→年間 35 時間の道徳科の授業において、35 時間の内 22 時間は 22 の内容項目を各 1 時間実施し、35 時間の内 13 時間で 7 つの重点内容項目を取り上げる。各学年の実態に応じて各重点内容項目を 1 時間又は 2 時間の実施をする。

3 健やかな体の育成

「生きる力」を支える重要な体力や健康の維持を図るため、運動を通して体力を養い健康を維持する食育を通して望ましい食習慣や健康的な生活習慣を身に付けさせる。また、生命を脅かす災害や性暴力等の危険から身を守る力を養う。

→給食センター元横山と連携した「食育」を実施し、食生活が生徒の健康面に及ぼす影響等を学ぶ機会として実施する。

→生徒がインターネット等を含む性犯罪、性暴力の加害者、被害者、傍観者とならないよう「生命(いのち)の安全教育」を全学級で年1回以上実施する。指導する際

は、『生命(いのち)の安全教育』指導資料の手引き」を活用し、性暴力についての誤った認識を正し、性暴力の及ぼす影響を正しく理解させ、生命を大切にし、自他を尊重する態度等を育む。

4 不登校生徒への支援

- (1) 八王子市不登校総合対策「つながるプラン」を踏まえ、不登校生徒の実態、支援ニーズを把握し、社会的自立に向けた具体的な取組「校内登校支援教室(リソースルーム)」の知見を活かし、持続可能な登校支援に改善する。
- (2) 登校支援コーディネーターが核となり「登校支援委員会」を月2回、常設開催する。また、不登校巡回拠点校として不登校巡回指導教員と「個票システム」の活用による不登校生徒の早期把握・対応を図ることを通して、生徒との絆づくりを積極的に行い、生徒との信頼関係を築いた上で、目標値として不登校出現率を東京都平均7.67%以下に抑える。
- (3) 教育相談主任が核となり「教育相談委員会」を月2回常設開催し、外部機関に接続する必要がある対応について協議し、適切、円滑な接続、役割分担や各機関の強みを活かした対応を重層的に行い、組織的に課題解決を図る。
- (4) 新規不登校の出現率を東京都の平均2.94%以下とするため、スクールカウンセラーによる全員面談、不登校傾向の生徒に対する不登校対応巡回教員との面談や家庭訪問等を実施し、「居場所づくり」と「きずなづくり」を促進する。
- (5) 生徒集団の実態を的確に把握するため、年3回の生徒意識調査と意識調査(生徒の声)を改善に活かす目標設定を不登校対応巡回教員が行う。

5 いじめ防止等の取組

いじめはどの学校でもどの生徒にも起こるとの認識の下、いじめ防止対策推進法等を遵守し、教職員がいじめについて組織的に対応し、保護者、地域住民、関係機関等と緊密な連携をとり、いじめ問題に正面から対峙しこれを解消する。

- (1) 常設の学校いじめ対策委員会を週1回実施し、いじめ防止対策推進法を遵守した対応を行う。また、週1回の情報共有・いじめ対応の時間では、生徒の状況や対応記録の作成など教員が一人で抱えない体制づくりをめざす。
- (2) 年4回のいじめに関するアンケートの実施と聞き取り、管理職報告を徹底し、いじめを見逃さない体制を継続するとともに、楽しい学校生活を送るためのアンケート(Q-U)の調査結果を全教員で分析し、生徒一人ひとりへの対応について校内研修会や定期の共通理解を図る。併せて、保護者と協力し、相談できる大人がいない生徒0人をめざす。
- (3) 6月に八王子市いのちの大切さを共に考える日として設定し、全校朝礼での校長講話と道徳科における生命の尊重をテーマとし、生徒一人ひとりが命の連続性や有限性について考えを深められる取り組みを行う。

6 特別支援教育の充実

八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき、障害の有無にかかわらず、次世代を担う全ての生徒の自立と社会参画をめざし、切れ目なく生徒一人ひとりの発達や教育的ニーズに応じた適切な指導と学習機会の充実を組織的に行う。

- (1) 対象生徒の障害による学習上または生活上の困難を改善・克服し、全ての時間、在籍学級で学校生活が送れるよう、学校生活支援シート及び個別指導計画(連携型個別指導計画)を家庭、校内委員会、スクールソーシャルワーカー等と連携して作成し、生徒一人ひとりに合った支援及び在籍学級への支援に結び付ける。
- (2) 障害の有無にかかわらず、全ての生徒の学習機会が得られ、支援が充実したものとなるよう、個別の教育的ニーズに最も的確に応えるユニバーサルデザインを踏まえた指導方法の改善と支援体制の整備を行う。また、多様性を認め合うインクルーシブな教育の実現と生徒が自立し社会参画ができるよう、特別支援教室と通常学級の連続性ある学びの場を提供する。